

大阪府酒類販売事業者支援金の支給に関する要綱

(趣旨)

第一条 知事は、大阪府酒類販売事業者支援金支給規則（令和3年大阪府規則第89号。以下「規則」という。）第12条に基づき、大阪府酒類販売事業者支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(給付金)

第二条 規則第2条第1項第3号の知事が別に定める給付金とは緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程（令和3年6月16日付け）第16条に規定する月次支援金とする。

(対象期間)

第三条 規則第2条第1項第4号の規定の知事が別に定める期間とは令和3年4月から同年10月までとする。

(一月当たりの売上額)

第四条 規則第2条第1項第4号の規定の知事が別に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法人税法第二条第一項第三十一号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額
- 二 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
- 三 前二号の確定申告書による確定申告をしていない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
 - イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益
 - ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支
 - ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益
- 四 各号に規定する額のほか、特別の理由がある場合は、緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程（令和3年6月16日付け）第23条の規定を準用するものとする。

(支援金の支給の申請等)

第五条 規則第4条の規定の知事が別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大阪府酒類販売事業者支援金申請書（様式第1号）
 - 二 誓約・同意書（様式第2号）
 - 三 販売場等届出書（様式第3号）
 - 四 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 前項に掲げる書類は、次に掲げる対象期間区分に応じて同表に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

対象期間区分	期日
令和3年4月から同年6月	令和3年11月1日
令和3年7月	令和3年11月30日
令和3年8月	令和4年1月5日
令和3年9月	令和4年1月31日
令和3年10月	令和4年2月28日

ただし、郵送で行う場合は、当該期日を過ぎて提出されたものであっても当該期日の通信日付が押印されているものは有効とする。

- 3 規則第4条に定めるインターネットを利用することによる申請については、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うものとする。
- 4 申請書類は返却しないものとする。

(支払)

第六条 知事は、支援金の支給を決定したときは、支援金の支給の申請をした事業者に支援金を支払うものとする。

(支援金支給決定の通知)

第七条 規則第5条第1項又は第2項の支援金の支給の決定は、事業者への支援金の入金をもって行うものとする。

- 2 知事は、規則第2条第1項各号及び第2項各号に該当しないと認め、支援金の不支給を決定したときは、大阪府酒類販売事業者支援金不支給決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第八条 規則第4条前段の規定によりインターネットを利用して申請を行った者が、規則第5条の支援金の支給の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、本要綱第五条第3項の規定を準用する。

- 2 規則第4条但し書きの規定により書類での申請を行った者が、規則第5条の支援金の支給の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、大阪府酒類販売事業者支援金申請取下書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(届出義務)

第九条 規則第5条第1項又は第2項の規定による支援金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条第1項各号及び第2項各号に定める要件を満たしていないことが明らかとなったときは、大阪府酒類販売事業者支援金支給要件欠如届出書（様式第6号）により、速やかに知事に届け出るものとする。

- 2 規則第7条第3項による申し出は事実発生日から起算して3か月以内に大阪府酒類販売

事業者支援金申請者変更届出書（様式第7号）により知事に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

（調査等）

第十条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

（その他）

第十一条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行する。